

上田市立第五中学校改築事業整備計画



令和3年4月
上田市教育委員会

はじめに

上田市の学校施設を取り巻く環境は、小学校 25 校、中学校 11 校の 36 校（うち小中一貫校 1 校）、主な校舎・屋内運動場の棟数は 145 棟あり、学校施設の改築・改修に当たっては、限られた財源の下、適正かつ計画的に進める必要があります。

また、これら多くの校舎等の維持管理には、財政上の負担も大きく、市の健全財政を維持する上での支障となることが懸念されています。

こうしたことから、第五中学校の改築に当たり、限られた財政上の制約の下、生徒の皆さんの学校生活に必要な機能を確保しつつ、将来の維持管理コストも視野に入れた施設整備を行うため、「上田市立第五中学校整備計画」を令和 3 年 4 月に策定しました。

上田市教育大綱に掲げる基本理念「燦と輝く上田の未来を紡ぐ人づくり」、上田市教育支援プランに掲げる「確かな学力を養う」、「ふるさと「上田」を愛する心を育む」、「未来を切り拓く力を養う」の 3 つの基本目標達成に向け、今後も引き続き学校環境の整備に努める中で、第五中学校の生徒の皆さんや地域の方々が誇りに思える第五中学校の改築事業を進めてまいります。

令和 3 年 4 月

上田市教育委員会

目 次

| | |
|--------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 敷地条件 | |
| 1 敷地概要 | 4 |
| 2 法的条件 | 5 |
| 3 周辺環境 | 6 |
| 4 通学区域 | 7 |
| 5 既存校舎の概要 | 8 |
| 6 樹木・モニュメント等の状況 | 11 |
| II 整備方針 | |
| 1 施設整備の考え方 | 29 |
| 2 施設の整備方針 | 30 |
| III 整備計画 | |
| 1 改築概要 | 33 |
| 2 要求水準 | 34 |
| 3 配置計画 | 41 |
| IV 検討体制 | |
| 1 第五中学校改築推進委員会設置要綱 | 45 |
| 2 推進委員会における検討の経過 | 46 |
| 3 アンケート集計結果（概要） | 47 |

I 敷地条件

1 敷地概要

所在地：長野県上田市上野441番地

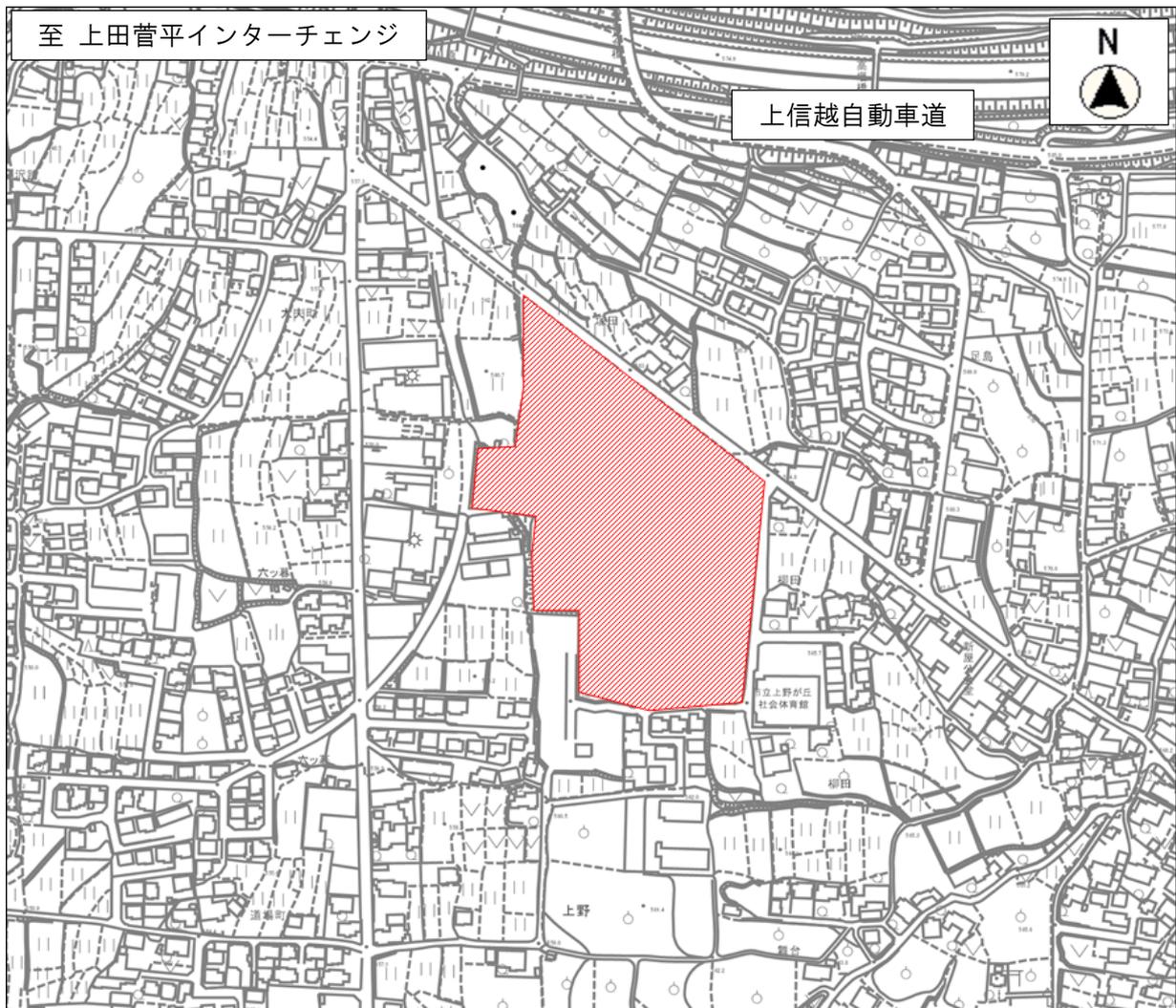
敷地面積：28,813㎡

第五中学校は、上信越自動車道上田菅平インターチェンジから北東方向に約1kmの住宅地に位置にしています。

敷地は、北・東・南側の三方が市道に接しており、校地の北側に西側から、プール、校舎、屋内運動場が並び、南側に校庭が設置されています。

また、校地周辺は北側から南側にかけて緩やかに傾斜しており、校地の北・東・南側には、住宅が隣接しています。

【位置図】



2 法的条件

(1) 地域・地区要件等

| | | |
|------|--------|--|
| 用途地域 | 未指定 | |
| 容積率 | 200% | |
| 建ぺい率 | 60% | |
| 防火指定 | 未指定 | |
| 高度地区 | 未指定 | |
| 日影規制 | 1.25/1 | |
| その他 | — | |

(2) 本事業の計画及び実施に係る主な法令・条例等

- ・学校教育法
 - ・中学校設置基準
 - ・学校保健安全法
 - ・学校環境衛生基準
 - ・都市計画法
 - ・建築基準法及び同法施行令
 - ・消防法
 - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - ・エネルギー使用の合理化に関する法律
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律および同法施行令
 - ・建設リサイクル法
 - ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律および同法施行令等
 - ・長野県建築基準条例
 - ・長野県福祉のまちづくり条例
 - ・上田市小・中学校設置条例
 - ・上田市建築基準法施行細則
 - ・上田市景観条例
- ※その他、本事業に関連する法令・条例等

3 周辺環境

(1) 周辺道路

【北側】

市道（幅員 4.2～16.7m）

【南側】

市道（幅員 2.0～4.5m）

※幅員は路線全体の最小幅員・最大幅員

【東側】

市道（幅員 4.4～8.9m）

【西側】

道路なし

(2) 周辺環境

①



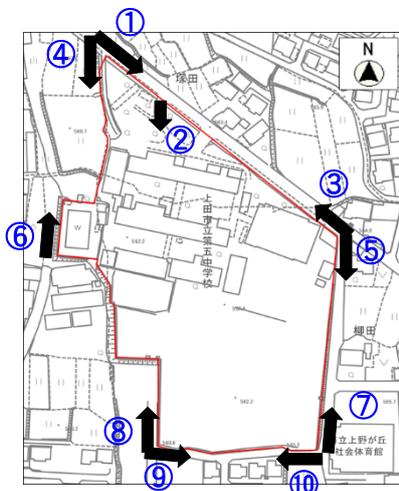
②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



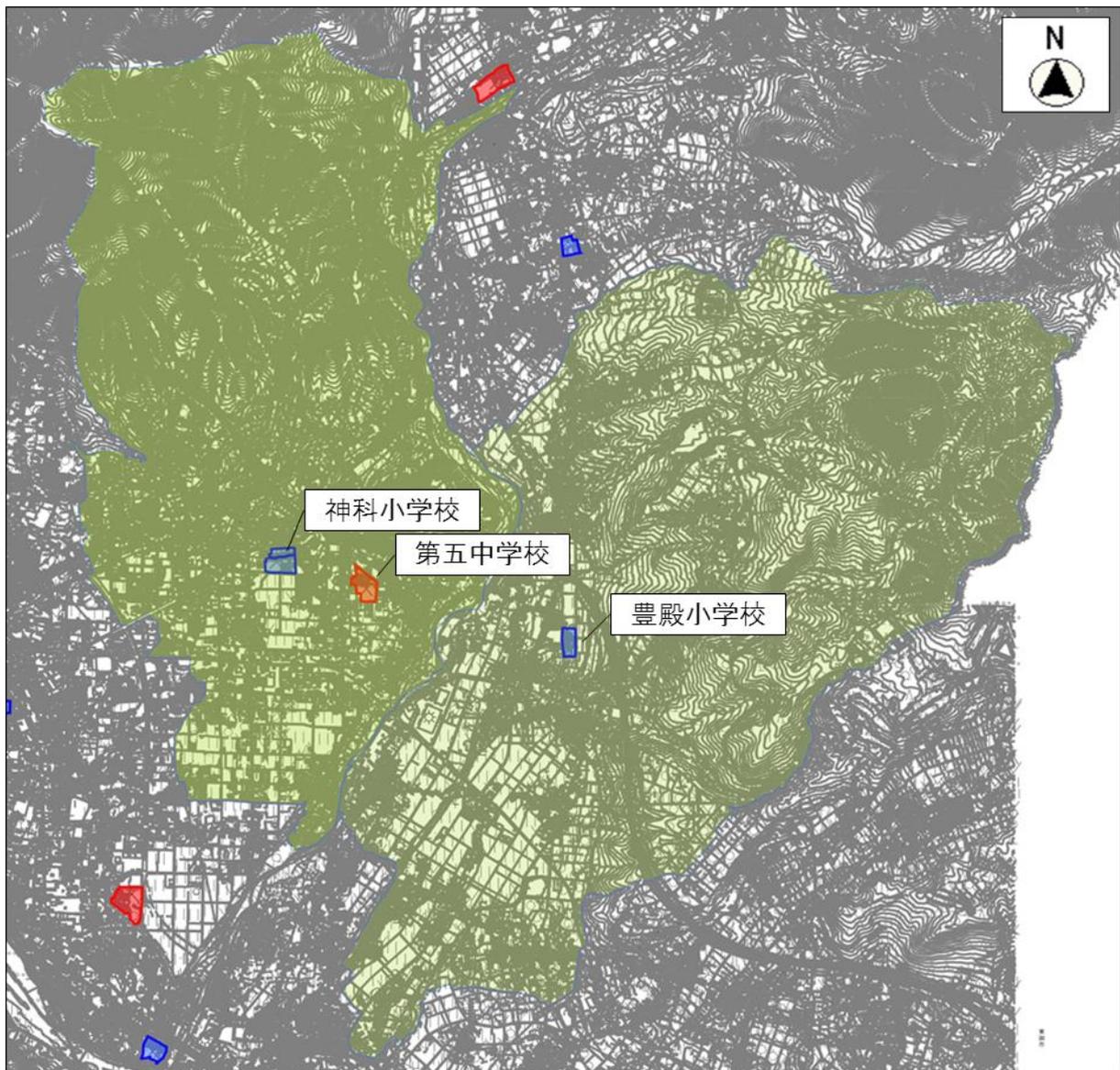
4 通学区域

【神科小学校の通学区域】

畑山、伊勢山、神科新屋、野竹、西野竹、笹井、金井、大久保、長島、金剛寺、富士見台、住吉が丘、川原

【豊殿小学校の通学区域】

森、大日木、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸、桜台、ひかり



5 既存校舎の概要

(1) 施設規模

○敷地面積 28,813㎡
 うち校庭 15,442㎡
 うち建物敷地 13,371㎡

○校舎等の状況

| 棟番号 | 枝番 | 校舎名等 | 構造 | 階高 | 建築年度 | 面積(㎡) |
|------|----|-------|----|----|------|-------|
| 001 | | 管理教室棟 | R | 3 | S37 | 2,734 |
| 002 | | 特別教室棟 | R | 2 | S38 | 1,782 |
| 003 | 1 | 特別教室棟 | W | 1 | S40 | 164 |
| 003 | 2 | 特別教室棟 | W | 1 | S46 | 166 |
| 004 | | 倉庫 | W | 1 | S41 | 32 |
| 005 | | 倉庫 | S | 1 | S42 | 29 |
| 008 | | 電気室 | S | 1 | S37 | 6 |
| 009 | | 更衣室棟 | W | 1 | S42 | 32 |
| 010 | | ポンプ室 | S | 1 | S42 | 6 |
| 011 | | 屋内運動場 | R | 1 | S39 | 1,055 |
| 013 | | 渡り廊下 | R | 1 | S38 | 23 |
| 015 | | 特別教室棟 | R | 2 | S58 | 710 |
| 016 | | 会議室 | S | 1 | S62 | 81 |
| 017 | | 給食受入室 | S | 1 | S63 | 54 |
| 018 | | 武道場 | S | 1 | S61 | 66 |
| 019 | | 特別教室棟 | R | 2 | H2 | 540 |
| 020 | | 渡り廊下 | R | 1 | S38 | 69 |
| 021 | | 部室 | S | 2 | H10 | 352 |
| 合計面積 | | | | | | 7,901 |

(令和2年度 公立学校施設台帳)

○プールの状況

水面面積 375㎡ (コンクリート造) S造

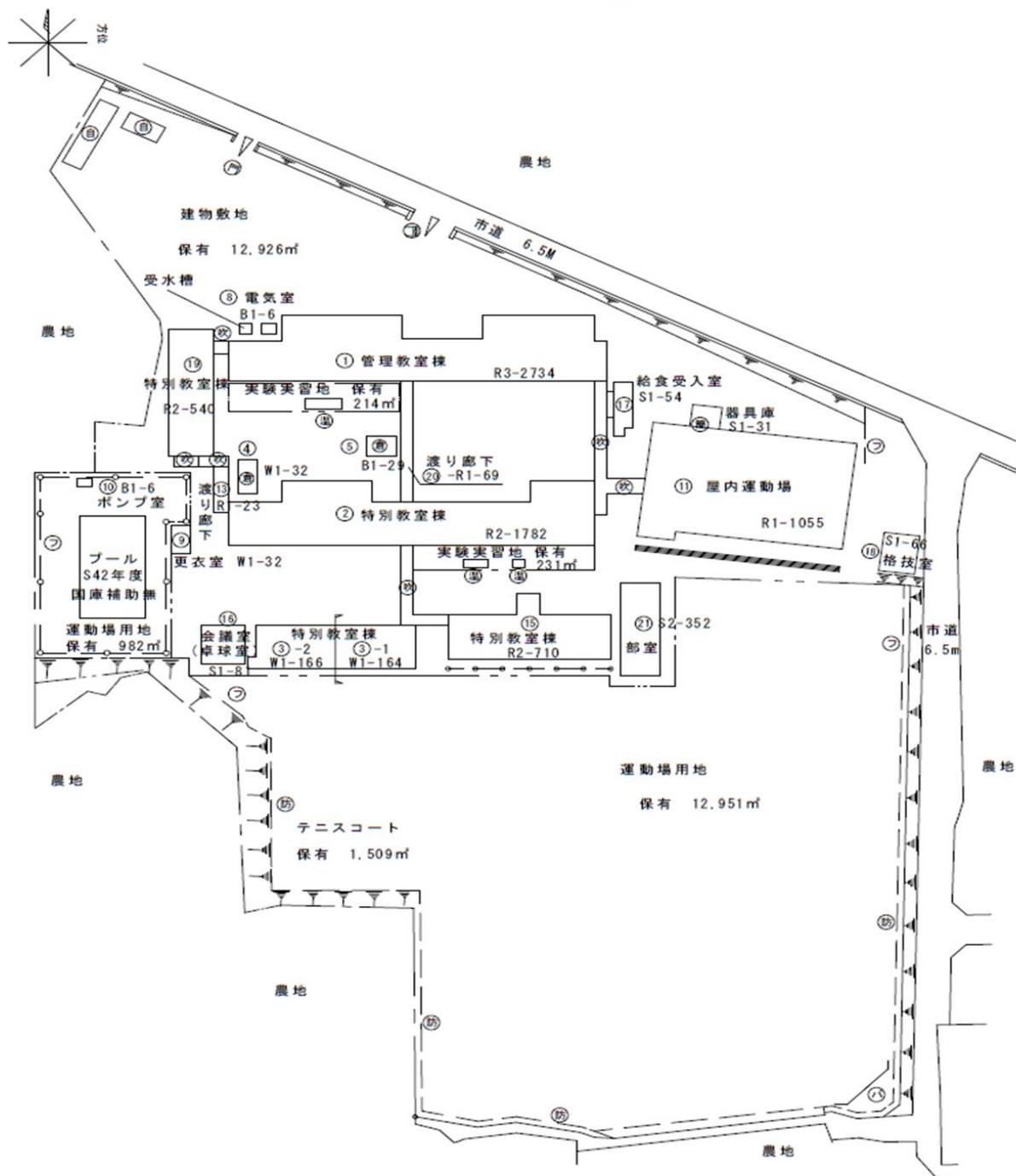
○屋外設備の状況

校庭照明塔 6基
 受電設備 1箇所
 受水槽 1箇所
 自転車置場 2箇所

(2) 教室配置等の状況

- ・普通教室：15室
- ・特別支援教室：4室
- ・特別教室：理科室(3室)、音楽室(2室)、美術室(2室)、家庭科室(2室)、木工室、金工室、コンピュータ室、図書室、相談室等
- ・屋内運動施設：屋内運動場、剣道場
- ・屋外運動施設：プール
- ・管理諸室：校長室、職員室、事務室、保健室、放送室、相談室、教科準備室等
- ・その他諸室：給食受入室

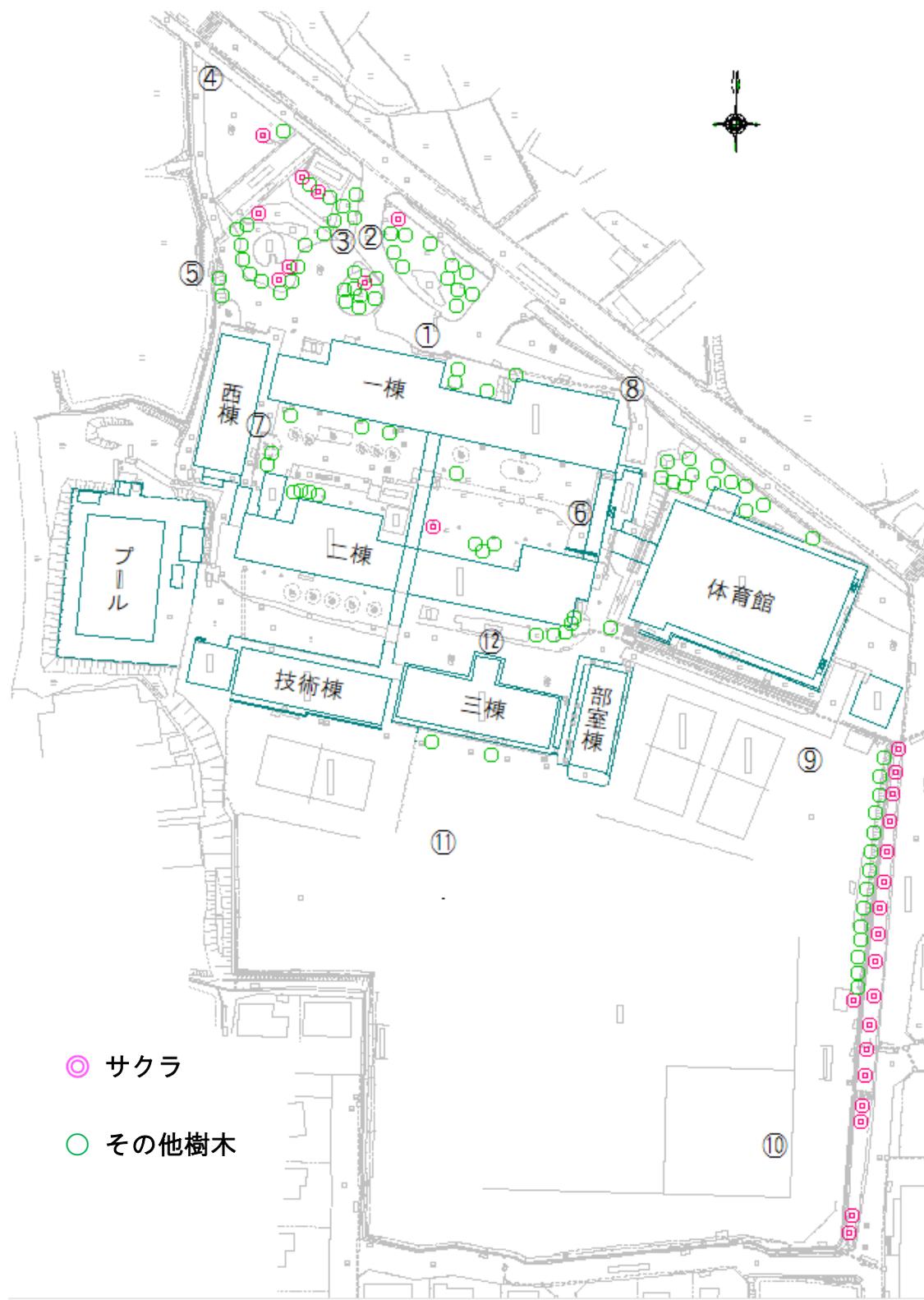
(3) 既存校舎配置図



6 樹木・モニュメント等の状況

(1) 樹木

・ 既存樹木の状況（配置図）



・ 既存樹木の状況（状況写真）

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



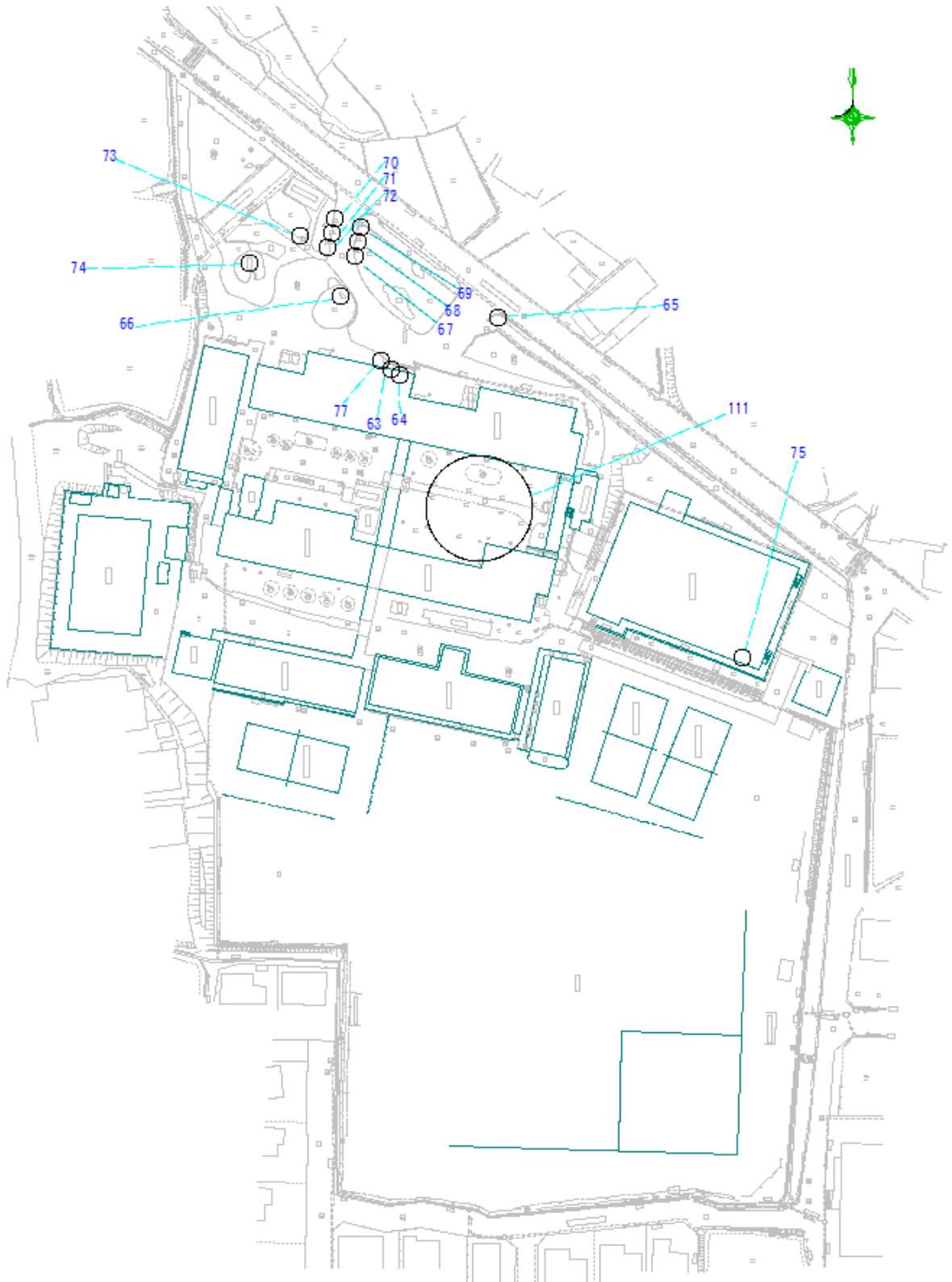
⑫



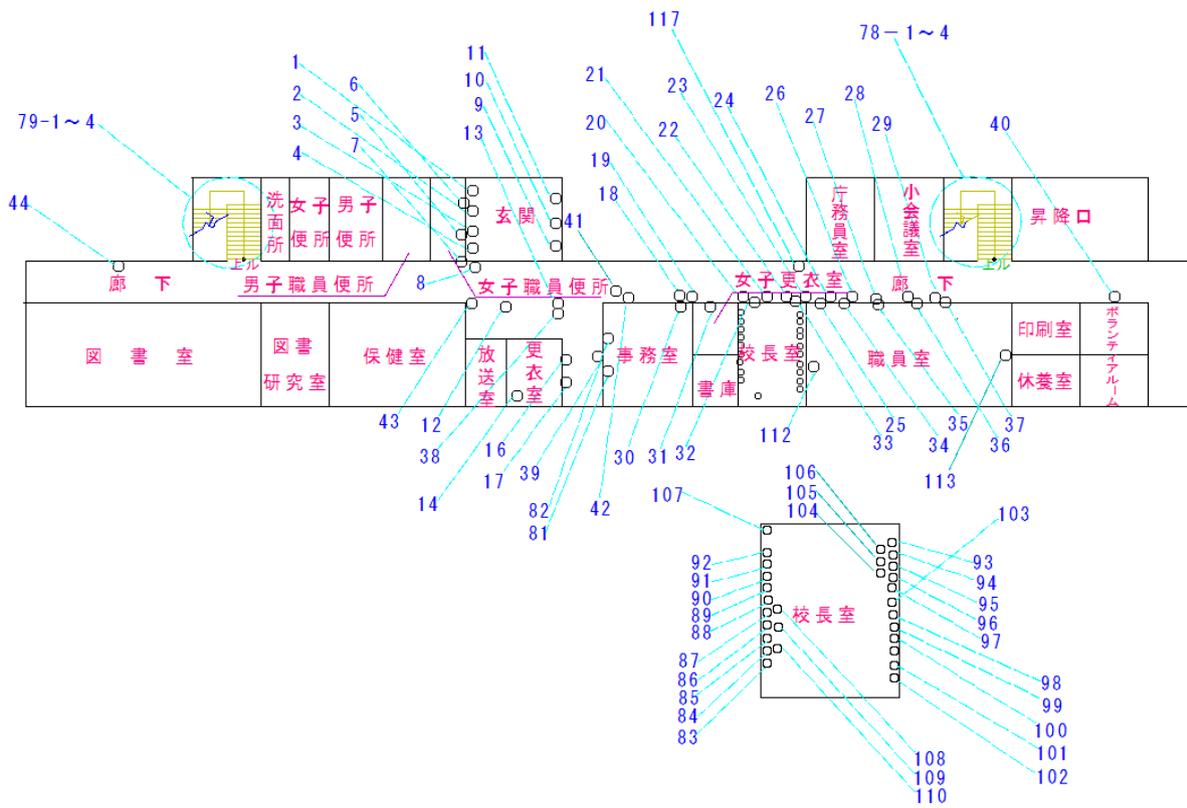
(2) モニュメント等

・ 既存モニュメントの配置状況

【第五中学校敷地内】



【一棟1階】



【一棟2階】



【一棟3階】



【二棟 1階】

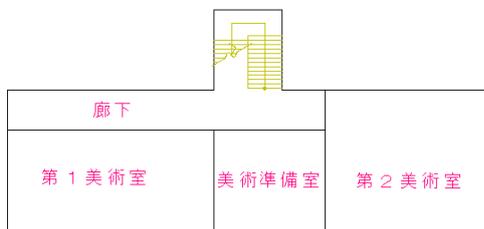


【二棟 2階】

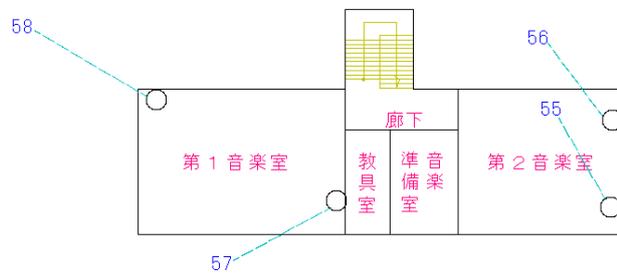


【三棟】

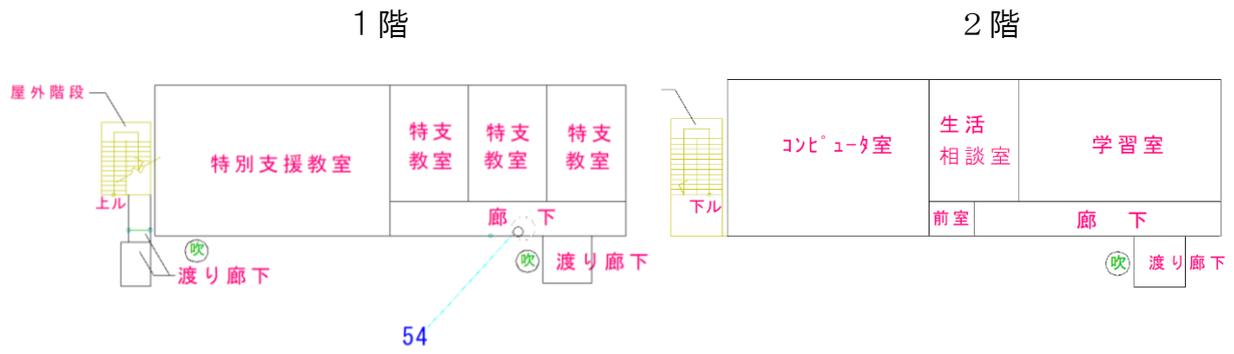
1階



2階



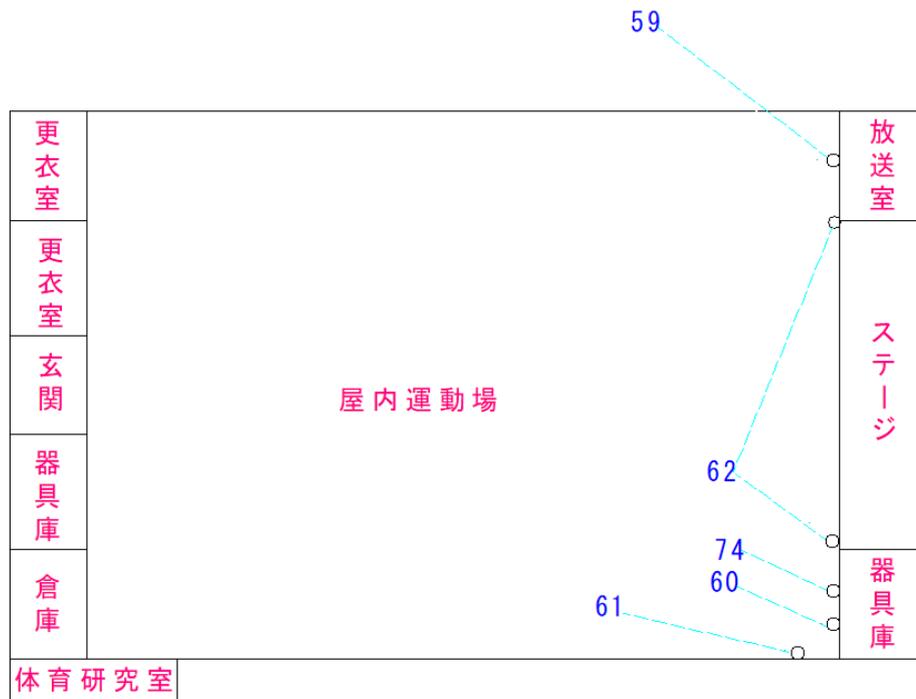
【西棟】



【技術棟】



【体育館】



・既存モニュメントの概要

No. 1



「日本・フィリピン友好品」
上田ライオンズクラブ 寄贈
所在：一棟職員玄関

No. 2



「新聞少年の像」
朝日新聞社 寄贈
所在：一棟職員玄関

No. 3



「中国国宝 Giant panda」
所在：一棟職員玄関

No. 4



「孫の午睡」
川上馨、南波文衛 寄贈
所在：一棟正面玄関

No. 5



詠進歌 御題「草原」
細谷明徳 寄贈
所在：一棟正面玄関

No. 6



書「和」(竹内重一作)
創立 30 周年記念寄贈品
所在：一棟職員玄関

No. 7



壺 (小沢樂邦作)
平成 7 年度卒業生 寄贈
所在：一棟職員玄関

No. 8



木彫花台「上田獅子」
平成 3 年度卒業生 寄贈
所在：一棟職員玄関

No. 9



陶芸品
所在：一棟正面玄関

No. 10



「樹海」平成 9 年度 PTA 会長作
平成 9 年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟職員玄関

No. 11



油絵「湿地帯の雪」
創立 30 周年記念
山崎洋一・海瀬秀夫 寄贈
所在：一棟正面玄関

No. 12



衝立「成志有」
昭和 62 年卒業生一同 寄贈
所在：一棟正面玄関

No. 13



柱時計
平成8年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟職員玄関付近

No. 14



書「道」(竹内重一先生作)
創立30周年記念寄贈品
所在：一棟1階男子更衣室

No. 15



記念品ケース
平成2年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟渡り廊下付近

No. 16



記念品ケース
平成2年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟渡り廊下付近

No. 17



記念品ケース
平成2年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟渡り廊下付近

No. 18



第五中学校航空写真
上田市合併10周年記念
所在：一棟1階廊下

No. 19



第五中学校航空写真
創立50周年記念
所在：一棟1階廊下

No. 20



第五中学校航空写真
創立40周年記念
所在：一棟1階廊下

No. 21



第五中学校航空写真
創立35周年記念
所在：一棟1階廊下

No. 22



第五中学校航空写真
創立30周年記念
所在：一棟1階廊下

No. 23



神科・豊殿地区航空写真
創立50周年記念
所在：一棟1階廊下

No. 24



第五中学校航空写真
所在：一棟1階廊下

No. 25



第五中学校航空写真
所在：一棟1階廊下

No. 26



神科・豊殿地区航空写真
所在：一棟1階廊下

No. 27



神科・豊殿地区航空写真
所在：一棟1階廊下

No. 28



神科・豊殿地区航空写真
所在：一棟1階廊下

No. 29



神科・豊殿地区航空写真
所在：一棟1階廊下

No. 30



上田城写真
所在：一棟1階廊下

No. 31



賞状「平成24年度」
花とみどりまちコンクール
所在：一棟1階廊下

No. 32



賞状「平成30年度」
「こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会」
所在：一棟1階廊下

No. 33



「夢はかなえるもの」
富永房江 寄贈
所在：一棟1階廊下

No. 34



感謝状「平成26年度」
全国中学校人権作文コンテスト長野県大会
所在：一棟1階廊下

No. 35



表彰状
「上田市青少年問題協議会」
所在：一棟1階廊下

No. 36



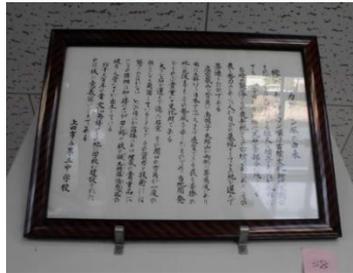
表彰状
「青少年善行者」
所在：一棟1階廊下

No. 37



表彰状「全国学校体育研究優良校」
公社)日本学校体育研究連合会
所在：一棟1階廊下

No. 38



「カンカン塚の由来」
所在：一棟職員玄関付近

No. 39



鏡
昭和51年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟渡り廊下入口

No. 40



「五中人権宣言」
平成11年度生徒会
所在：一棟1階廊下

No. 41



認定証「環境にやさしい学校」
所在：一棟1階廊下

No. 42



「上田市民憲章」
所在：一棟1階廊下

No. 43



航空写真「第58回鳳祭全校制作」
所在：一棟1階廊下

No. 44



記念品ケース
昭和56年度卒業生一同寄贈
所在：一棟1階廊下

No. 45



写真(上信越自動車道インターフェスティバル in UEDA)
所在：一棟3階会議室

No. 46



第五中学校航空写真(S47年)
昭和47年度卒業生一同 寄贈
所在：一棟3階会議室

No. 47



書「本願晚鐘」
所在：一棟3階会議室

No. 48



第五中学校航空写真
創立当時(昭和38年5月)
所在：一棟3階会議室

No. 49



書「真」

所在：一棟3階会議室

No. 50



絵画

所在：一棟3階会議室

No. 51



写真

所在：一棟3階会議室

No. 52



校名看板

昭和50年度卒業生一同 寄贈

所在：一棟3階会議室

No. 53



卒業製作品

平成16年度3年1組卒業生一同

所在：二棟生徒昇降口

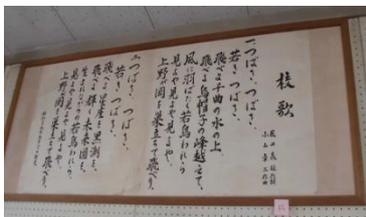
No. 54



絵画

所在：西棟1階廊下

No. 55



校歌

所在：三棟2階第二音楽室

No. 56



写真(吹奏楽部)

所在：三棟2階第二音楽室

No. 57



校歌

所在：三棟2階第一音楽室

No. 58



絵画

所在：三棟2階第一音楽室

No. 59

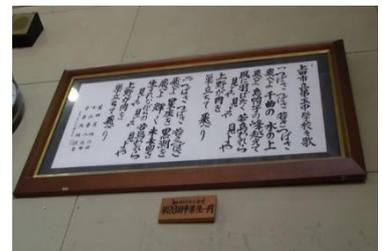


「水煙」(平子真理 作)

創立50周年記念品

所在：体育館

No. 60



校歌

平成2年度卒業生一同 寄贈

所在：体育館

No. 61



キルト作品

所在：体育館

No. 62



緞帳

創立 40 周年記念事業

所在：体育館

No. 63



校名看板

創立 50 周年記念事業

所在：一棟職員玄関

No. 64



校章

平成元年度卒業生一同 寄贈

所在：一棟職員玄関付近

No. 65



校名碑

昭和 45 年 11 月建立

所在：正門付近

No. 66



校歌碑

昭和 45~51 年度卒業生 寄贈

所在：敷地北側庭園内

No. 67



記念碑

創立 30 周年記念品

所在：正門付近

No. 68



記念碑

創立 30 周年記念品

所在：正門付近

No. 69



記念碑

創立 30 周年記念品

所在：正門付近

No. 70



記念碑

創立 30 周年記念品

所在：正門付近

No. 71



記念碑

創立 30 周年記念品

所在：正門付近

No. 72



記念碑

創立 30 周年記念品

所在：正門付近

No. 73



記念碑
創立 30 周年記念品
所在：駐輪場付近

No. 74



「カンカン塚」
所在：駐輪場付近

No. 75



時計
創立 30 周年記念品
所在：体育館外壁南面

No. 76



時計
昭和 57 年度卒業生一同 寄贈
所在：体育館

No. 77



石碑「鳳」
所在：職員玄関付近

No. 78-1



階段アート
美術部製作品
所在：一棟東側階段

No. 78-2



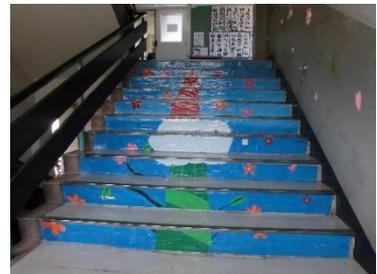
階段アート
美術部製作品
所在：一棟東側階段

No. 78-3



階段アート
美術部製作品
所在：一棟東側階段

No. 78-4



階段アート
美術部製作品
所在：一棟東側階段

No. 79-1



階段アート
美術部製作品
所在：一棟西側階段

No. 79-2



階段アート
美術部製作品
所在：一棟西側階段

No. 79-3



階段アート
美術部製作品
所在：一棟西側階段

No. 79-4



階段アート
美術部製作品
所在：一棟西側階段

No. 80



書「千曲川旅情うた」

所在：図書館

No. 81



油絵

所在：事務室

No. 82



油絵

所在：事務室

No. 83



歴代校長写真
「初代 荻原晴雄先生」

所在：校長室

No. 84



歴代校長写真
「第二代 石井華一郎先生」

所在：校長室

No. 85



歴代校長写真
「第三代 山浦照先生」

所在：校長室

No. 86



歴代校長写真
「第四代 清水豊先生」

所在：校長室

No. 87



歴代校長写真
「第五代 関尚文先生」

所在：校長室

No. 88



歴代校長写真
「第六代 石井英先生」

所在：校長室

No. 89



歴代校長写真
「第七代 矢島泰明先生」

所在：校長室

No. 90



歴代校長写真
「第八代 春原彰先生」

所在：校長室

No. 91



歴代校長写真
「第九代 森泉喜之先生」
所在：事務室

No. 92



歴代校長写真
「十代 高野昭光先生」
所在：校長室

No. 93



歴代校長写真
「第十一代 別府基規先生」
所在：校長室

No. 94



歴代校長写真
「第十二代 松村浄先生」
所在：校長室

No. 95



歴代校長写真
「第十三代 竹内聰先生」
所在：校長室

No. 96



歴代校長写真
「第十四代 吉池文男先生」
所在：校長室

No. 97



歴代校長写真
「第十五代 宮澤和徳先生」
所在：校長室

No. 98



歴代校長写真
「第十六代 樋口克彦先生」
所在：校長室

No. 99



歴代校長写真
「第十六代 高橋聡先生」
所在：事務室

No. 100



校長写真
「第17代 小林新治先生」
所在：校長室

No. 101



版画
保護者寄贈品
所在：校長室

No. 102



版画「マダム・ダヴィンチの肖像」
保護者寄贈品
所在：校長室

No. 103



写真「校歌披露記念式」
(昭和 39 年 5 月 20)
所在：校長室

No. 104



時計
(株)丸山商会 寄贈
所在：校長室

No. 105



参加記念品
いじめ防止子どもサミット NAGANO
所在：校長室

No. 106



特別賞記念品
うえだ七タ文学賞、短歌、俳句中学生の部
所在：校長室

No. 107



「弥勒菩薩頭部」
所在：校長室

No. 108



色紙
薬師寺
所在：校長室

No. 109



木彫レリーフ
所在：校長室

No. 110



友好記念品
フィリピン BAGUIO 市寄贈
所在：校長室

No. 111



中庭「弓田の庭」
昭和 37 年 PTA 延べ 700 名
所在：中庭

No. 112



油絵「溪流」
荻原春雄（初代校長）寄贈
所在：職員室

No. 113



絵画
所在：職員室

No. 114-1



階段アート
美術部製作品
所在：二棟西側階段

No. 114-2



階段アート
美術部製作品
所在：二棟西側階段

No. 115-1



階段アート
美術部製作品
所在：二棟東側階段

No. 115-2



階段アート
美術部製作品
所在：二棟東側階段

No. 116-1



階段アート
美術部製作品
所在：三棟階段

No. 116-2



階段アート
美術部製作品
所在：三棟階段

No. 117



瓦「長野県小県郡豊殿中学校」
薬師寺
所在：一棟1階廊下

II 整備方針

1 施設整備の考え方

上田市は、上田市教育大綱において、教育の基本理念として「^{さん}燦と輝く上田の未来を紡ぐ人づくり」を掲げ、上田市教育支援プランでは、教育大綱の基本理念に込められた思いを受け、「確かな学力を養う」、「ふるさと「上田」を愛する心を育む」、「未来を切り拓く力を養う」の3つを基本目標として掲げ、将来の主役となる子どもたちを育成することとしています。

第五中学校の改築に当たっては、これらの基本方針・支援プランの実現を目指す中で、以下に示す第五中学校の教育目標を達成できる施設整備を行います。

なお、近年の少子高齢化により、上田市をはじめ、全国の地方自治体では税収の減少や、小中学校の小規模化が共通の課題となっていることから、建設コストの抑制を図るとともに、将来に維持管理の抑制を視野に入れた施設整備を行うこととします。

【第五中学校の特徴】

○学校教育目標 「人間性豊かで、主体的に問題を解決する生徒」

○めざす生徒像(令和3年度)

- ①心の豊かな生徒（豊かな感性）
- ②自ら考え、実践する生徒（確かな知性）
- ③健康で、たくましい生徒（あふれる意欲）

○重点目標

- ・振り返りの時間を確保し、わかったと実感できる授業づくり
- ・「生活の三重点」を徹底し、自ら築く安心安全な楽しい学校
- ・「五中人権宣言」を基に、いじめや差別を見抜き・許さない学級づくり

○特色ある教育活動

- ・「五中人権宣言」を基にした人権同和教育
- ・気持ちの落ち着く学校環境づくり
- ・規律ある学校生活づくり
- ・地域に開かれた学校・コミュニティスクールの活動の推進
- ・地域に感謝するボランティア活動
- ・中学校3年間を通した、キャリア教育の充実
- ・校舎改築による新しい五中の創造

2 施設の整備方針

第五中学校の改築に当たっては、中学校整備指針（平成 30 年文部科学省）に沿い、生徒の学習・生活の場として相応しい環境を整備します。

○子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

- ・多様な学習形態 弾力的な集団による活動を可能とする施設
 - 多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設とし、生徒の主体的な活動や生徒の持つ豊かな創造性を発揮できる空間整備に努めます。
 - 一斉指導による学習以外の個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び生徒の学習の成果の発表などに対応するための空間整備に努めます。
 - 快適に学習・生活ができるよう、適切な室内環境や吸音・遮音性等を備えた施設環境の確保に努めます。
- ・ICT 環境の充実
 - GIGA スクール構想の実現のため、校内 LAN (WiFi) の整備や、生徒情報端末の整備を積極的に進めます。
- ・総合的な学習の推進のための施設
 - 多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応するため、普通教室、特別教室との関係や一斉指導による学習のための空間とグループ学習・個別学習のための空間との関係、生徒の動線、学習空間の吸音・遮音性等を考慮した施設配置を行います。
 - 体験的な学習に対応するため、地域社会や自然環境等との連携に配慮した施設環境を計画します。
- ・特別支援教育の推進のための施設
 - 教育上特別の支援を必要とする生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、一人一人の生徒の教育的ニーズを踏まえた施設を整備します。
 - スロープや手すり、トイレ等のバリアフリー対応等、障がいのある生徒の状態及び特性を踏まえた適切な施設環境を整備します。

○安全でゆとりと潤いのある施設整備

- ・生活の場としての施設
 - 生徒等の学習のための場であるのみならず、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設づくりに努めます。
 - 生徒等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮した施設を計画します。
- ・健康に配慮した施設
 - 学校環境衛生基準に則り、採光、通風、換気等に十分配慮した、良好な環境確保に努めます。

- 建材、家具等は、化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用します。
- ・ 災害に対する安全性の確保
 - 地震、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥石流等の自然災害に対し、十分な安全性を確保した施設整備を行います。
 - 災害発生後の教育活動等の早期再開を可能とするため、非構造部材も含め、十分な耐震性能を確保します。
 - 学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮した施設整備を行います。
- ・ 安全・防犯への対応
 - 生徒の安全確保を図るため、学校内にある全ての施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性確保に努めます。
 - 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止するなど、事故も含めた緊急事態発生時にも対応できる施設整備を行います。
- ・ 施設のバリアフリー対応
 - 障がいのある生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、また、災害時の避難所としての利用を想定し、必要な箇所にスロープ、手すり、エレベーター等を設置します。
- ・ 環境との共生
 - 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行います。
 - 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ります。
 - 環境負荷の低減だけでなく、環境教育での活用を視野に入れ、木材の利用を推進します。

○ 地域と連携した施設整備

- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働
 - 保護者や地域住民等による学校運営や様々な学校の教育活動への関わりに必要なスペースを確保します。

Ⅲ 整備計画

1 改築概要

建築場所は、現在の第五中学校敷地とし、第一校舎、第二校舎、第三校舎、屋内運動場、その他付帯施設を改築し、比較的新しく、配置上改築が不要な校舎については、必要に応じて改修・改装を実施します。

(1) 予定諸室

- ・普通教室：15室
- ・特別支援教室：4室
- ・特別教室：理科室、技術室(金工・木工室)、家庭科室(被服室・調理室)、音楽室、美術室、図書室、多目的室、相談室等
- ・管理諸室：校長室、職員室、事務室、保健室、会議室等
- ・その他諸室：給食受入室、職員休憩室、職員更衣室
- ・屋内運動施設：アリーナ、武道場、多目的スペース、附属施設(更衣室、器具庫、部室)
- ・プール施設：プール、附属施設(更衣室、シャワー、管理室、トイレ他)

【参考：生徒数・学級数の推移】

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R5 | R8 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|
| 生徒数 | 573人 | 481人 | 497人 | 511人 | 487人 | 477人 | 453人 |
| 普通学級数 | 14学級 | 15学級 | 15学級 | 15学級 | 15学級 | 15学級 | 15学級 |
| 特別支援学級数 | 3学級 | 3学級 | 4学級 | 4学級 | 4学級 | - | - |

(2) 計画施設の予定規模

延床面積：校舎 / 6, 800㎡程度(多目的スペースを含む)
屋内運動場 / 2, 500㎡程度(武道場等を含む)

【参考】

公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目において定められる第五中学校の必要面積(令和2年5月1日現在)

算出基礎：普通学級15学級、特別支援学級4学級

校舎必要面積：6, 281㎡

※別途加算措置として、個別学習室(659㎡)、多目的室(533㎡)のどちらか選択可能。

屋内運動場必要面積：1, 476㎡

※別途、武道場(450㎡以下)を設置することができる。

2 要求水準

施設の建設(改修を含む)に当たっては、以下に示す水準を確保することとします。

(1) 事業費

・ 建築単価

以下に掲げる国庫補助で定められる建築単価で整備することが望ましい。

国の基準単価での建築が困難な場合は、各基準単価の2倍を上限とします。

< 国の基準単価 (令和2年度) >

| 区分 | 構造 | 基準単価 (円/㎡) |
|-------|-------|------------|
| 校舎 | R造、W造 | 207,500 |
| | S造 | 185,700 |
| 屋内運動場 | R造、W造 | 229,000 |
| | RS造※ | 219,900 |
| | S造 | 198,700 |
| 武道場 | | 134,400 |
| プール | | 184,000 |

※RS造は、建物上部が鉄骨造、建物下部が鉄筋コンクリート造の建物をいう。

(2) 施設配置

コンパクトでまとまりのある施設配置とし、外部からの侵入や、災害時の避難経路等にも配慮するとともに、生徒たちの校舎間の移動が容易となる配置とします。

周辺の住宅等に対する、プライバシーの保護や、学校活動における音の影響(各種設備から発生する音等を含む)に配慮した配置とします。

(3) 環境性能

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(平成24年6月閣議決定)」、「地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)」、並びに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」に掲げられる水準を確保するとともに、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金(エコスクール・プラス)の要件を満たすこととします。

※ 「エコスクール・プラス」は、令和3年度までの時限付の補助金であり、令和4年度以降については、要項の廃止を含めて見直される予定。

上田市においては、環境性能を確保する上で、現時点においてはエコスクール・プラスの要件を満たすこととしているが、制度が見直された後においては、エコスクール・プラスの要件と同等水準以上の環境性能を確保することとします。

【エコスクール・プラスの事業タイプ】 ※下表の事業タイプから1つ以上を選択

| 事業タイプ | 事業内容 |
|-------------|---|
| 新エネルギー活用型 | 太陽光発電型 ・屋上・屋根等に太陽電池を設置して、発電した電力を活用する。 |
| | 太陽熱利用型 ・屋上等に太陽集熱器を設置して、暖房、給湯、プールの加熱等に利用する。 |
| | その他新エネルギー活用型 ・風力：屋上等に風車を設置して、発電した電力を活用する。 ・地中熱：地中に埋設した換気用チューブ等に室内空気を循環させて熱交換する。 ・バイオマス熱利用：間伐材などの生物資源（バイオマス）を加工し、暖房や温水プールのボイラー、ストーブ等の燃料として活用する。 ・燃料電池：LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させ、水ができる過程で発生する電気を利用する。 ・小水力発電：小さな河川等のわずかな落差を利用して発電する。 ・雪氷熱利用：冬季に降り積もった雪や、冷たい外気によって凍結した氷などを、冷熱源として夏季まで保存しておき、冷房などに利用する。 |
| 省エネルギー・省資源型 | <ul style="list-style-type: none"> ・断熱化：複層ガラスや二重サッシ、断熱材等を使用する。 ・日除け：庇、ルーバー、バルコニー等を設ける。 ・省エネ型設備：省エネルギー型の照明器具や空調設備を導入する。 ・エネルギー・CO₂管理システム：エネルギー消費等について、無駄の有無を点検し、効率的に管理するため、エネルギー消費量やCO₂排出量の実態を把握する。 ・雨水利用：建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、ろ過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用する。 ・排水再利用：施設内で発生した排水をろ過処理して、トイレの洗浄水等に利用する。 |
| 自然共生型 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物緑化：建物の壁面や屋上の緑化を行う。 ・屋外緑化：校庭を芝生化したり、ビオトープを設ける。 ・自然素材の活用：しっくいや珪藻土等の自然素材を使用する。 |
| 木材利用型 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域材等の活用：内装等を木質化する。 |
| 資源リサイクル型 | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル建材の利用：廃棄材を再利用して作られた建材を使用する。 ・生ゴミ処理設備：給食の残飯の生ゴミを堆肥化したり、水にして排水し、ゴミを減らす。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然採光：トップライト、ハイサイドライトやライトシェルフを利用し、自然光を採り入れる。 ・自然換気：吹き抜け等を利用し自然換気を行う。 |

(公立学校施設整備事務ハンドブック[令和2年]から抜粋)

(4) 耐震性能

第五中学校は、上田市地域防災計画において、災害時の避難場所として位置づけられていることから、「官庁施設の総合耐震・対津波計画（平成 25 年国土交通省）」による耐震性能（Ⅱ類・A類・乙類）を確保することとします。

【耐震安全性の目標】

| 部位 | 分類 | 耐震安全性の目標 |
|---------|----|--|
| 構造体 | I類 | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 |
| | Ⅱ類 | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。 |
| | Ⅲ類 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 |
| 建築非構造部材 | A類 | 大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 |
| | B類 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。 |
| 建築設備 | 甲類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。 |
| | 乙類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。 |

（国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画」から抜粋）

| 対象施設 | | 耐震安全性の分類 | | |
|------|--|----------|---------|------|
| | | 構造体 | 建築非構造部材 | 建築設備 |
| (1) | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。) | Ⅰ類 | A類 | 甲類 |
| (2) | 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設 | | | |
| (3) | 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設 | | | |
| (4) | (2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設 | Ⅱ類 | A類 | 甲類 |
| (5) | 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設 | Ⅰ類 | A類 | 甲類 |
| (6) | 病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設 | Ⅱ類 | A類 | |
| (7) | 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。) | Ⅱ類 | A類 | 乙類 |
| (8) | 学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。) | Ⅱ類 | B類 | 乙類 |
| (9) | 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設 | | | |
| (10) | 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設 | Ⅰ類 | A類 | 甲類 |
| (11) | 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設 | Ⅱ類 | A類 | 甲類 |
| (12) | (1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの | Ⅲ類 | B類 | 乙類 |

「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」
(平成6年12月15日建設省告示第2379号)による

(5) 騒音性能

第五中学校は用途地域未指定地域であるが、周辺環境等を考慮し、学校の機械器具・設備等から発生する各種騒音については、学校敷地境界において、「騒音規制法（平成26年法律第72号）」第3条第1項に規定する第2種区域の基準値内であるものとします。また、低周波による周辺環境への影響にも配慮するものとします。

| 区域の区分 | 規制基準 | | |
|-------|------------|--------------------------|---------------|
| | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
| | 8:00～18:00 | 6:00～8:00 18:00～21:00 | 21:00～翌日 6:00 |
| 第1種区域 | 50 デシベル | 45 デシベル | 45 デシベル |
| 第2種区域 | 60 デシベル | 50 デシベル | 50 デシベル |
| 第3種区域 | 65 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 第4種区域 | 70 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル |

| 区域 | 地域 |
|-------|--|
| 第1種区域 | 第一種低層住居専用地域 ほか |
| 第2種区域 | 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 ほか |
| 第3種区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ほか |
| 第4種区域 | 工業地域 |

(6) 項目ごとの個別要求

| 項目 | 種別 | 内容 |
|-------|-----------|---|
| 構造 | 校舎 | S造とし、耐火被覆を行います。 |
| | 体育館 | |
| 階高 | 校舎 | 地上4階建て以下とします。 |
| | 体育館 | 地上3階建て以下とします。 |
| 屋根形状 | 校舎 体育館 | 切妻屋根を基本とします。 |
| 外装 | 校舎 体育館 | 断熱化を施します。 |
| 内装 | 校舎 体育館 | 木の温もりを感じられるものとします。 |
| 床 | 教室等 | 木製とします。維持管理が容易な素材とします。 |
| | 一部の特別教室 | メンテナンス・維持管理が容易な素材とします。 |
| | 共用部分 | |
| | 体育館 | 耐久性が高く、維持管理が容易な素材とします。 |
| 窓 | | ペアガラスを基本とします。 常時人がいる場所には網戸を設置します。 |
| 照明器具 | | LED照明を基本とします。 |
| 空調機器 | | 省エネ（高効率）型とします。 |
| 換気機能 | | 自然換気を基本とします。 |
| ICT環境 | | 校舎内は基本的に無線LANとするが、必要に応じて情報コンセント（有線用）を設置します。 |

(7) その他個別要求水準

【校舎】

- ・普通教室の面積は、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を参考に、72㎡（8m×9m）程度を基本とします。

【屋内運動場】

- ・アリーナは、国が定める必要面積を基準に、バスケットボール2面（バレーボール2面、バドミントン4面）の確保に努めます。

【トイレ】

- ・ドライ式床とし、大便器については洋式便器（ウォシュレット付き）とします。ただし、和式便器を学校内に1箇所以上設置します。
- ・学校内に1箇所以上、多目的トイレを設置します。

【プール】

- ・構造：FRP又はステンレス製とし、費用対効果の高いものを選定します。
プール周囲にはPC製の配管ピットを配置します。
- ・水深：最深部1.5mを限度とします。最浅部1.1～1.3m程度とします。
- ・コース数：6コースとします。（水面面積：350㎡ [25m×14m]）
- ・付帯施設：更衣室、トイレ、シャワー室、管理室、機械室を整備します。

【防災機能】

- ・第五中学校は、災害発生時の指定緊急避難場所であることから、避難所運営上必要となる最低限の機能（備蓄倉庫、トイレ、熱源、通信回線等）を整備します。

【校庭】

- ・暗渠排水を設置するとともに、地表面は、適正な排水勾配を確保します。
- ・照明設備、防球ネット等についても、必要に応じて更新します。

【外構】

- ・教職員（40名程度）、及び来校者の車両駐車スペースを確保します。
- ・可能であれば、大型バス回転スペースを敷地内に設けます。

【その他】

各項目の決定に当たっては、法令等で定められたものを除き、「IV検討体制 3 アンケート集計結果」に記載する事項を可能な限り取り入れることとします。

3 配置計画

施設配置を検討するにあたり、推進委員会では、A～Dの4案（次ページ参照）を作成し、事業費、工期、工事期間中の安全確保、学校活動への影響、周辺環境への影響（日照・騒音）等、様々な視点から検討した結果、B案を基本として今後の設計業務を進めることと決定しました。

なお、本配置案は、基本的な配置の方向性を示すものであり、今後の設計業務において修正が加えられることがあります。

第五中学校改築事業 校舎配置に関する検討資料

※下記新校舎の配置及びボリューム、外構等は参考案です。詳細については、今後の基本・実施設計において検討していきます。

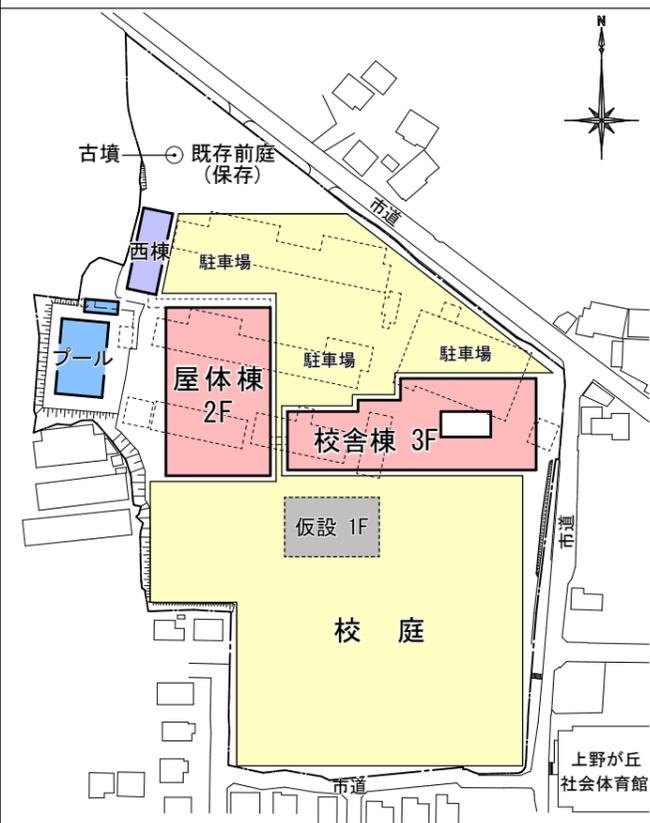
資料 1

| | A 案 一部仮設校舎を設置し現地建替 | B 案 一部仮設校舎を設置し現地建替 | C 案 仮設校舎なしで校庭に建設 | D 案 仮設校舎を設置し現地建替 |
|-------------------|--|---|---|--|
| 配置図 S=1/2, 500 | | | | |
| 案の特徴 | 校舎（西）・屋体（東）・校庭（南） 既存西棟・部室棟（長寿命化） | 屋体（西）・校舎（東）・校庭（南） 既存西棟（長寿命化） | 屋体・校舎（南）・校庭（北） | 屋体・校舎（北）・校庭（南） |
| 学習環境 | 校舎 ◎ 日当たり良好、設計により最適化。 校庭 ○ 整形。面積は現状どおり。 | 校舎 ◎ 日当たり良好、設計により最適化。 校庭 ○ 整形。面積は現状どおり。 | 校舎 ◎ 日当たり良好、設計により最適化。 校庭 ○ 面積は現状同等確保可。冬季校庭南側に一部日陰が発生する。 | 校舎 ◎ 日当たり良好、設計により最適化。 校庭 ◎ 整形。面積は現状以上確保可。 |
| 雨水対策 | ○ 現在と同一配置のため、敷地外への各排水システムに対する影響は少ない。 | ○ 現在と同一配置のため、敷地外への各排水システムに対する影響は少ない。 | △ 建築物が校庭及び駐車場より一段低い配置となるため、異常降雨による溢水被害について懸念がある。また、場外への各排水システムに対する雨水流入量が変更となり、下流の新興住宅地への影響検討が必要となる。 | ○ 現在と同一配置のため、敷地外への各排水システムに対する影響は少ない。 |
| 近隣への影響 | ○ 現状どおり。 | ○ 現状どおり。 | △ 校舎が敷地南・南西側住宅に近接。 | ○ 現状どおり。 |
| 建設工事費 | ○ 約 4.1 億円(委託料除く) 一部仮設建設。西棟、部室棟長寿命化により工事費減。 | ○ 約 4.1 億円(委託料除く) 一部仮設建設。西棟長寿命化により工事費減。 | △ 約 4.2 億円(委託料除く) 仮設建設なし。既存校舎の活用困難。外構工事増。 | × 約 4.9 億円(委託料除く) 全面仮設建設により工事費増。 |
| 建設工事の期間 | △ 約 6 年 校舎工事期間：5 年程度 外構工事期間：1 年程度 | ○ 約 5 年 校舎工事期間：4 年程度 外構工事期間：1 年程度 | ○ 約 4.5 年 校舎工事期間：2.5 年程度 外構工事期間：2 年程度 | ◎ 約 4 年 校舎工事期間：3 年程度 外構工事期間：1 年程度 |
| 工事期間中の学校への影響 | △ 校舎と工事個所が近く、工期が長い。工事期間中、生徒の移動、管理に支障が多い。 | ○ 校舎と工事個所が近く、工期がやや長い。 | ◎ 校舎と工事個所が離れる。 | ◎ 校舎と工事個所が離れる。 |
| 授業等への影響 | 校庭 ○ 一部制限あり（仮設設置分）。 体育館 ○ 使用不可期間あり(約 2 年)。 ※代替施設：上野が丘社会体育館 | 校庭 ○ 一部制限あり（仮設設置分）。 体育館 △ 使用不可期間あり(約 4 年)。 ※代替施設：上野が丘社会体育館 | 校庭 × 使用不可期間あり(約 4.5 年)。 ※代替施設：神科小校庭、染谷台グラウンド 体育館 ◎ 影響なし。 | 校庭 ○ 一部制限あり（仮設設置分）。 体育館 △ 使用不可期間あり(約 3 年)。 ※代替施設：上野が丘社会体育館 |
| 総合評価 | 改築後の学習環境については、A～D 案であまり差は発生しないと想定される（立地条件に合わせて最適化するため）。 | | | |
| | ○ ・仮設の建設はあるが、西棟、部室棟の長寿命化により工事費を縮減。 ・工期が長く、工事期間中の学校への影響が懸念される。 | ◎ ・仮設の建設はあるが、西棟長寿命化、プール及び体育館の更衣室兼用により工事費を縮減。 ・A 案に比べ工期は短い、体育館の使用制限期間が長い。 | △ ・校舎・体育館使用の授業等への影響はないものの、校庭が長期間使用できない。工事費が高い。 ・改築後の雨水の影響、近隣住宅への影響（騒音、圧迫感）が懸念される。 | × ・全面仮設校舎建設により、工事費が最も高い。 ・工期が短く、施工中の学校運営への影響が少ない。 |

※下記新校舎の配置及びボリューム、外構等は参考案です。詳細については、今後の基本・実施設計において検討していきます。

B案 一部仮設校舎を設置し現地建替

配置図
S=1/2,500



改築スケジュール

| 年度・月 名称 | R4年度 | | | | R5年度 | | | | R6年度 | | | | R7年度 | | | | R8年度 | | | | R9年度 | | | |
|------------|------|---|----|---|------|---|-------|---|------|---|-----|---|------|---|-------|----|------|---|----|---|------|---|---------|-----|
| | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 |
| 仮設校舎 | | | 建設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 解体④ |
| 既存校舎 | | | | | 解体① | | | | | | 解体② | | | | 西棟改修 | | | | | | | | | |
| 新校舎 | | | | | | | 校舎棟建設 | | | | | | | | 屋体棟建設 | | | | | | | | | |
| プール | | | | | | | | | | | | | | | 解体③ | 建設 | | | | | | | | |
| 外構 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | グラウンドほか | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※このスケジュールは参考案です。入札不調や工事進捗により変更になる可能性があります。

令和4-5年度：仮設校舎建設⇒屋体ほか解体

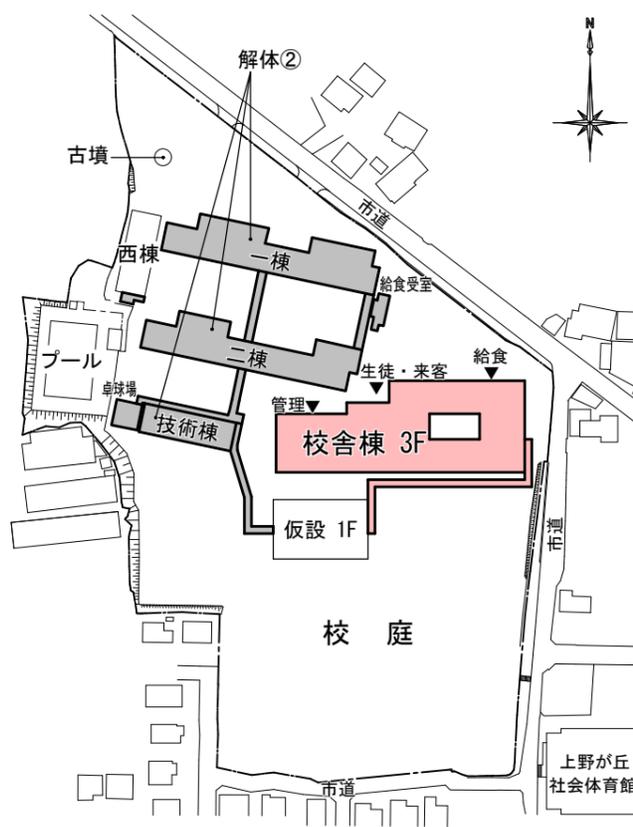


案の特徴

屋体（西）・校舎（東）・校庭（南）
既存西棟（長寿命化）

| | | | |
|--------------|-----|---|--|
| 学習環境 | 校舎 | ◎ | 日当たり良好、設計により最適化。 |
| | 校庭 | ○ | 整形。面積は現状どおり。 |
| 雨水対策 | | ○ | 現在と同一配置のため、敷地外への各排水系統に対する影響は少ない。 |
| 近隣への影響 | | ○ | 現状どおり。 |
| 建設工事費 | | ○ | 約4.1億円（委託料除く） 一部仮設建設。西棟長寿命化により工事費減。 |
| 建設工事の期間 | | ○ | 約5年 校舎工事期間：4年程度 外構工事期間：1年程度 |
| 工事期間中の学校への影響 | | ○ | 既存校舎と工事箇所が近く、工期がやや長い。 |
| 授業等への影響 | 校庭 | ○ | 一部制限あり（仮設設置分）。 |
| | 体育館 | △ | 使用不可期間あり（約4年）。 ※代替施設：上野が丘社会体育館 |
| 総合評価 | | ◎ | ・仮設の建設はあるが、西棟長寿命化、プール及び体育館の更衣室兼用により工事費を縮減。 ・A案に比べ工期は短い、体育館の使用制限期間が長い。 |

令和5-7年度：校舎棟建設⇒一棟ほか解体



令和7-9年度：屋体棟建設、西棟長寿命化、プール建設



令和9年度：外構



IV 検討体制

1 第五中学校改築推進委員会会則

（設置）

第1条 上田市立第五中学校改築事業（以下「学校改築」という）の実施にあたり、学校関係者及び地域住民の意見を改築事業に反映させるための任意組織として、上田市立第五中学校改築推進委員会を設置する。

（組織）

第2条 この会は、次の者をもって組織する。

- (1) 神科・豊殿地域協議会会長及び副会長
 - (2) 上田市自治会連合会神科地区連合会会長
 - (3) 上田市自治会連合会豊殿地区連合会会長
 - (4) 神科まちづくり委員会会長
 - (5) 豊殿まちづくり協議会会長
 - (6) 上田市立第五中学校PTA会長
 - (7) 上田市立第五中学校同窓会長
 - (8) 上田市立第五中学校学校長、教頭及び教務主任
 - (9) その他学校の沿革や事情等に精通した者
- 2 上記のほか必要に応じ相談役をおくことができる。

（役員）

第3条 この会に次の役員を置き、役員は委員の互選によるものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

（職務）

第4条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 検討委員会は校舎改築に関し、上田市教育委員会に意見を述べる。

（任期）

第5条 委員の任期は、整備計画策定完了までとする。ただし、役職で任期途中での退任となる場合は、後任者に引き継ぐものとする。なお、会長、副会長については役職退任後も引き続き委員となる。

（会議）

第6条 会議は必要に応じ開催し、会長が議長となる。

（事務局）

第7条 推進委員会の庶務は、上田市教育委員会において処理する。

附 則

- 1 この会則は令和2年10月5日から施行する。

2 検討の経過

○第1回会議（令和2年10月5日）

- ・経過説明
- ・改築事業概要の説明
- ・アンケート調査の実施

○第2回会議（令和3年1月21日）

- ・アンケート結果の確認
- ・新校舎配置（案）の検討
- ・第五中学校改築事業整備計画（案）の説明

○第3回会議（令和3年3月25日）

- ・新校舎配置（案）の決定

○第4回会議（基本設計業務委託発注前） ※6～7月頃

- ・基本設計（案）の確認 [予定]

○第5回会議（基本設計業務完了前）

- ・基本設計図書の確認 [予定]

3 アンケート集計結果（概要）

（1）アンケートの概要

- ・実施期間 令和2年11月～12月
- ・対象 生徒、教職員、保護者、地域住民
- ・配布数 1,071枚
- ・回答数 602枚 回収率 56.2%
- ・質問事項 「第五中学校をどのような学校にしたいですか？」

（2）集計結果の概要

生徒からは、体育館・グラウンド等の「体育施設整備」に関する意見が全体の約4割（112件）と最も多く、改築事業において体育施設の整備に最も期待を寄せていることがわかりました。

保護者・教職員・地域住民では、共通して「学習環境」に関する意見が最も多く、新しい校舎では、生徒が安全で快適に学べる環境や収納スペースを充実させ、使い勝手の良い校舎になることを期待する意見が多いことがわかりました。

【生徒】

「体育施設整備」に関する回答が最も多く、そのうち体育館整備に関する回答が約半数を占め、続いて校庭整備、プール整備の順となっています。

次に、「学習環境」に関する回答が多く、その内容は、空調設備、収納スペースの確保、ICT環境の充実の設置の順となっています。

3番目に多い回答は「設備」に関するもので、トイレに関する意見が過半数を占め、次いで、手洗い場の整備、エレベーターの設置を望む回答が多く寄せられました。

このほか、多目的室の設置、シンプルな校舎配置、校庭の水捌けの改善、全部活動個別の部室整備などの回答を得ました。

【教職員】

「学習環境」に関する回答が一番多く、その内容は収納スペースの確保が最も多く、次いで、風通し・明るさ、ICT環境の整備の順となっています。

次に、「校舎・教室配置」に関する回答が多く、内容は、シンプルで移動の少ない配置、相談室・中間教室の設置、多目的スペースの設置の順となっています。

3番目に多い回答は「設備」に関するものであり、トイレ・手洗い場の整備が多く、次いで維持管理のしやすさを求める回答が続いています。

このほか、教職員・来校者の駐車場整備、体育館設備・機能の充実、校舎へのエレベーターの設置等を要望する意見が出されています。

【保護者】

「学習環境」に関する回答が最も多く、その内容は、ICT環境の整備、風通し・明るさ、安心安全の順となっています。

次の、「体育施設整備」では、生徒の回答と同様、体育館整備に関する回答が過半数を占めています。

3番目の「校舎・教室配置」では、シンプルな配置を望む回答が6割以上を占めており、少数意見として、近隣住宅へのプライバシー保護の観点から、現在と同じ配置での建て替えを希望する声も出ています。

このほか、駐車場の充実、避難所機能の充実に関する回答が多く出されています。

【地域住民】

「学習環境」に関する回答が最も多く、その内容としては、安心・安全、木の温もりを感じられる校舎、エアコンの整備の順となっています。

次に多い回答は「防災機能」に関する回答で、内容は、多いものから、防災倉庫の設置、蓄電池・発電設備・貯水施設の整備、バリアフリー対応の順となっています。

3番目の「校舎・教室配置」は、保護者同様、シンプルな配置を望む回答が6割以上を占めており、コンパクトでありながらも、大きな空間を利用できる環境整備を望む意見が多く出されました。

このほか、デザインよりも機能性を重視した校舎、校庭等の水捌け対策、バリアフリー対応に関する回答が多く出されています。

○まとめ

今回のアンケート調査の結果から、意見の多かった以下の事項について、第五中学校改築事業に際しての要求事項とします。

- ・ 配置はコンパクトでシンプルな配置とし、十分な収納スペースを確保する。
- ・ 校舎内は、明るく、風通しの良い空間とする。
- ・ 校舎内に多目的に活用できるスペース（室）を配置する。
- ・ ICT等、時代の潮流に臨機応変に対応できる設備を整備する。
- ・ エレベーターの設置等、バリアフリーに配慮した建物とする。
- ・ 主要な室等には空調設備を設置する。
- ・ 体育館は、室内競技の部活動が同時に活動できるスペースを確保する。
- ・ 災害時の避難場所として、防災機能を充実する。
- ・ 校庭等の水捌け対策を十分に行う。